

1 平成24年度県税率一覧表

(平成24年4月1日現在)

科 目	種 目	課 税 標 準	税 率	摘 要	
法人 県民税	① 法人税割	法人税額	5.8%	※1	
	② 均等割	公共法人及び公益法人等、資本金等の額が1,000万円以下の法人等下記以外の法人	22,000円 (2,000円)	税率の下段() 書きは森林環境 税。平成18年4 月1日から平成 28年3月31日ま でに開始する事 業年度分に森林 環境税として10% が加算される。	
		資本金等の額が1,000万円超1億円以下の法人	55,000円 (5,000円)		
		資本金等の額が1億円超10億円以下の法人	143,000円 (13,000円)		
		資本金等の額が10億円超50億円以下の法人	594,000円 (54,000円)		
		資本金等の額が50億円超の法人	880,000円 (80,000円)		
個人 県民税	① 所得割		4%		
	② 均等割		2,000円	うち森林環境税1,000円	
県民税 利子割		支払を受けるべき利子等の額	5%		
県民税 配当割		支払を受けるべき配当等の額	5%	平成25.12.31までに 支払を受ける 配当等 3%	
県民税株式等 譲渡所得割		支払いを受ける源泉徴収選択口座内の株式等の譲渡益	5%	平成25.12.31までに 支払いを受ける 譲渡益 3%	
法人 事業税	電気・ガス供給業、保険業	収入金額	0.7%	※2 ※3	
	所得 金課 税	普通法人	所得のうち年400万円以下の金額		2.7%
			所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額		4%
			所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得		5.3%
	特別法人	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%		
		所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	3.6%		
		3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて行う法人	普通法人 所得及び清算所得 5.3% 特別法人 所得及び清算所得 3.6%		
	外形標準 課税対象 法人の場 合	所得割	所得のうち年400万円以下の金額		1.5%
			所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額		2.2%
			所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得		2.9%
			3以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得及び清算所得		2.9%
付加価値割			0.48%		
資本割		0.2%			

※1 資本金が1億円以下で、かつ、法人税額が年1,000万円以下の場合5%

※2 法人事業税額(所得割額及び収入割額)を課税標準として地方法人特別税(国税)が課される。
(平成20年10月1日以降開始する事業年度分に限る。)

税率 外形標準課税対象法人148%、外形標準課税対象法人以外の法人81%

※3 平成20年9月30日以前に開始する事業年度分の税率は異なる。

科 目	種 目	課 税 標 準	税 率	摘 要
個 人 事 業 税	① 第 一 種	課税所得	5%	
	② 第 二 種	"	4%	
	③ 第三種 ア 下記に掲げ るものを除く イ あん摩、 はり、きゆう、 柔道整復師、 装蹄師業	"	5%	
		"	3%	
地 方 消 費 税	① 譲 渡 割	消費税額	25%	
	② 貨 物 割	消費税額	25%	
不 動 産 取 得 税	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで	住宅以外の家屋	3.5%	免税点 土地 10万円 家屋の建築 23万円 その他12万円
	平成20年4月1日から 平成27年3月31日まで	土地及び住宅	3%	
	平成20年4月1日から 平成27年3月31日まで	住宅以外の家屋	4%	
	平成20年4月1日から 平成27年3月31日まで	土地及び住宅	3%	
県たば こ 税		売渡し等に係る製造たばこの本数	千本につき 1,504円 (H22.10.1~)	旧三級品は、 千本につき716円 (H22.10.1~)
ゴルフ場 利用税		1人1日について	1級 1,200円 2級 1,100円 3級 1,000円 4級 900円 5級 800円 6級 700円 7級 650円 8級 550円 9級 500円 10級 400円 11級 350円	
自 動 車 税	① 乗 用 車 営 業 用	総排気量1ℓ以下のもの	7,500円	
		総排気量1ℓを超え1.5ℓ以下のもの (0.491ℓ×2ロータリー車を含む)	8,500円	
		総排気量1.5ℓを超え2ℓ以下のもの (0.573ℓ~0.655ℓ×2ロータリー車 を含む)	9,500円	
		総排気量2ℓを超え2.5ℓ以下のもの	13,800円	
		総排気量2.5ℓを超え3ℓ以下のもの	15,700円	
		総排気量3ℓを超え3.5ℓ以下のもの	17,900円	
		総排気量3.5ℓを超え4ℓ以下のもの	20,500円	
		総排気量4ℓを超え4.5ℓ以下のもの	23,600円	
		総排気量4.5ℓを超え6ℓ以下のもの	27,200円	
		総排気量6ℓを超えるもの 電気自動車	40,700円 7,500円	

科目	種目		課税標準	税率	摘要	
自動車税	① 乗 用 車	自 家 用	総排気量1ℓ以下のもの	29,500円		
			総排気量1ℓを超え1.5ℓ以下のもの (0.491ℓ×2ロータリー車を含む)	34,500円		
			総排気量1.5ℓを超え2ℓ以下のもの (0.573ℓ～0.655ℓ×2ロータリー車を含む)	39,500円		
			総排気量2ℓを超え2.5ℓ以下のもの	45,000円		
			総排気量2.5ℓを超え3ℓ以下のもの	51,000円		
			総排気量3ℓを超え3.5ℓ以下のもの	58,000円		
			総排気量3.5ℓを超え4ℓ以下のもの	66,500円		
			総排気量4ℓを超え4.5ℓ以下のもの	76,500円		
			総排気量4.5ℓを超え6ℓ以下のもの	88,000円		
			総排気量6ℓを超えるもの	111,000円		
	電気自動車	29,500円				
	② ト ラ ク タ ク ッ ク ッ ク	ト ラ ク	営 業 用	最大積載量1t以下のもの	6,500円	
				最大積載量1tを超え2t以下のもの	9,000円	
				最大積載量2tを超え3t以下のもの	12,000円	
				最大積載量3tを超え4t以下のもの	15,000円	
				最大積載量4tを超え5t以下のもの	18,500円	
				最大積載量5tを超え6t以下のもの	22,000円	
				最大積載量6tを超え7t以下のもの	25,500円	
				最大積載量7tを超え8t以下のもの	29,500円	
		最大積載量8tを超える1tまでごとに	加算4,700円			
ッ ク		自 家 用	最大積載量1t以下のもの	8,000円		
			最大積載量1tを超え2t以下のもの	11,500円		
			最大積載量2tを超え3t以下のもの	16,000円		
			最大積載量3tを超え4t以下のもの	20,500円		
			最大積載量4tを超え5t以下のもの	25,500円		
			最大積載量5tを超え6t以下のもの	30,000円		
			最大積載量6tを超え7t以下のもの	35,000円		
			最大積載量7tを超え8t以下のもの	40,500円		
最大積載量8tを超える1tまでごとに		加算6,300円				
ッ ク	けん 引 車	営業用	小型自動車に属するもの	7,500円		
		普通自動車に属するもの	15,100円			
	自 家 用	小型自動車に属するもの	10,200円			
		普通自動車に属するもの	20,600円			
	被 けん 引 車	営 業 用	小型自動車に属するもの	3,900円		
			普通自動車に属する最大積載量 8t以下のもの	7,500円		
		普通自動車に属する最大積載量 8tを超える部分1tまでごとに		加算3,800円		
		自 家 用	小型自動車に属するもの	5,300円		
普通自動車に属する最大積載量 8t以下のもの	10,200円					
普通自動車に属する最大積載量 8tを超える部分1tまでごとに		加算5,100円				

科 目	種 目		課 税 標 準	税 率	摘 要			
自動車税	② ト ラ ク ク	最大乗車 定員が四 人以上で あるもの の加算額	営業用	総排気量1ℓ以下のもの 総排気量1ℓを超え1.5ℓ以下のもの 総排気量1.5ℓを超えるもの	3,700円 4,700円 6,300円			
			自家用	総排気量1ℓ以下のもの 総排気量1ℓを超え1.5ℓ以下のもの 総排気量1.5ℓを超えるもの	5,200円 6,300円 8,000円			
				③ バ ス	営 業 用		一 般 乗 合 用	乗車定員が30人以下のもの 乗車定員が30人を超え40人以下のもの 乗車定員が40人を超え50人以下のもの 乗車定員が50人を超え60人以下のもの 乗車定員が60人を超え70人以下のもの 乗車定員が70人を超え80人以下のもの 乗車定員が80人を超えるもの
		そ の 他						乗車定員が30人以下のもの 乗車定員が30人を超え40人以下のもの 乗車定員が40人を超え50人以下のもの 乗車定員が50人を超え60人以下のもの 乗車定員が60人を超え70人以下のもの 乗車定員が70人を超え80人以下のもの 乗車定員が80人を超えるもの
			自 家 用					乗車定員が30人以下のもの 乗車定員が30人を超え40人以下のもの 乗車定員が40人を超え50人以下のもの 乗車定員が50人を超え60人以下のもの 乗車定員が60人を超え70人以下のもの 乗車定員が70人を超え80人以下のもの 乗車定員が80人を超えるもの
							④ 三輪の 小型 自動車	営業用
	自家用	小型自動車						6,000円
	鉱区税	①	砂鉱を目的としな い鉱業権の鉱区				試掘鉱区 面積 100アールごとに 採掘鉱区 面積 100アールごとに	200円 400円
			砂鉱を目的とする 鉱業権の鉱区	面積 100アールごとに 河床については延長1,000メートルごと	200円 600円			
	核燃料税	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 発電用原子炉に挿入された核燃料の重量			10% 1kgにつき 8,000円		重量については 19.12.30までは、 6,000円	

科 目	種 目	課 税 標 準	税 率	摘 要
自動車 取得税		自動車の取得価額	3% 但し、S49.4.1 ～H20.3.31 H20.5.1 ～H30.3.31 までは、軽自 動車以外の 自家用車は 5%	免税点 15万円 但しH2.4.1～ H30.3.31までは 50万円
軽油 引取税		軽油の容量1キロリットルにつき	◎本則税率 15,000円 但し、H21.4.1 ～H30.3.31 までの間は、 32,100円	
狩猟税	① 第一種銃猟免許を受けるもの ② 上記のもので県民税所得割の納付を要しないもの ③ 網猟、わな免許を受けるもの ④ 上記のもので県民税所得割額の納付を要しないもの ⑤ 第二種銃猟免許を受けるもの		16,500円 11,000円 8,200円 5,500円 5,500円	
産 業 廃棄物税	県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入重量 (課税の特例) ・自社最終処分については当該重量の2分の1 ・排出事業者の年間の搬入量が1万トンを超える場合は、 1万トンを超える重量の50/100(1万トン以下は100/100)		1トンにつき 1,000円	・事前に知事の 承認が必要

2 平成24年度税外収入の料率

区 分	料 率	摘 要
延 滞 金	年利 7.3%	納期限の翌日から1月を経過するまでの期間 平成12年1月1日以降は、前年の11月末日を 経過する時における特例基準割合(商業手形の 基準割引率+4%)が年7.3%を下回る場合、 その年内は、特例基準割合。
	年利 14.6%	納期限の翌日から納付の日まで上記期間を 除いた期間
過少申告加算金	増額した税額の 100分の10	法人事業税 軽油引取税等 増差税額が期限内申告額と50万円とのいずれか 多い額を超えるとき 5/100加算
不申告加算金	納付すべき税額の100分の15 (100分の5)	法人事業税 軽油引取税等 納める税額が50万円を超えるとき 5/100加算
重 加 算 金	過少申告に伴う場合 100分の35 不申告に伴う場合 100分の40	
納 税 証 明 書 の 交 付 手 数 料	証明書1枚ごと 400円	1税目を1枚とみなす。